

申豊国際学院への入学要件

以下の条件を満たす方。

- 1.日本国外において 12 年以上の学校教育課程を修了した者、または修了見込みの者
2. (1) 4 月入学：日本語能力試験 N5 相当（CEFR A1.1 レベル相当）以上、または 150 時間以上の日本語学習歴を有する者
(2) 7 月入学：日本語能力試験 N5 相当（CEFR A1.2 レベル相当）以上、または 250 時間以上の日本語学習歴を有する者
(3) 10 月入学：日本語能力試験 N4 相当（CEFR A2.1 レベル相当）以上、または 400 時間以上の日本語学習歴を有する者
(4) 1 月入学：日本語能力試験 N4 相当（CEFR A2.2 レベル相当）以上、または 500 時間以上の日本語学習歴を有する者
- 3.日本での留学生活に必要な学費および生活費を支弁できる十分な経済力を有する者

在留資格

外国人が日本に滞在する場合、活動内容に合った在留資格が必要、留学で日本に来る場合は、「留学」という在留資格になる
※その他、短期滞在(Tourist VISA：3 か月まで)、ワーキングホリデービザなどを使って、日本で日本語を学ぶことも可能

在留資格認定証明

ビザをもらうために必要な書類で、受け入れ機関

(日本語学校)が出入国管理局に対して書類を提出し、

申請を行う。入学期に合わせて、出入国管理局に

申請する日が決められている(一度に 1 つの学校から

のみ申請することが可能)



在留資格認定証明書の例

